

非化石証書制度の変更を踏まえた小売営業ガイドラインの改定について

第50回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和2年9月8日(火)



本日ご議論いただきたいこと

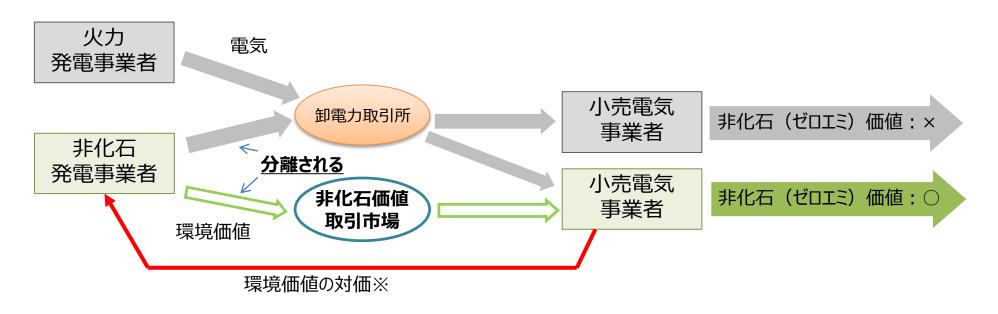
- エネルギー供給構造高度化法に基づき、小売電気事業者は、その電源構成における非化石電源の比率を徐々に高めていくことが求められている。
- その取組を円滑化するため、2018年度から非化石証書制度が導入され、当面はFIT電源のみから非化石証書が発行されていたが、本年度(2020年度)から、全ての非化石電源について非化石証書制度の対象とされることとなった。
- 本制度改正により、今後は、小売電気事業者の非化石電源の導入量は、非化石証書の調達 量によって判断されることとなる。
- これを踏まえて、需要家・消費者への環境価値(販売する電気が「再エネ」「CO2ゼロエミ」であること等)の開示のあり方についても、あらためて整理する必要があると考えられる。そこで、電力の小売営業に関する指針(以下、「小売営業GL」)における関連の記載をどのように改正すべきかについて、ご議論いただきたい。

【目次】

- 1. 現状(非化石証書制度の概要及び現行の小売営業GL)
- 2. 制度検討作業部会での整理、及びそれを踏まえた小売営業GLの整理の方向性について

非化石証書とは ①概要

- エネルギー供給構造高度化法に基づき、小売電気事業者は、その電源構成における非化石電源の比率を徐々に高めていくことが求められている。
- 他方で、新電力等にとってJEPX経由の取引が重要な調達方法となっているが、当該調達方法では、 非化石電源による電気であることの価値が認識されないことなどを踏まえ、電気の取引とは別に、非 化石証書を取引する制度が導入された。
- すなわち、非化石証書を通じて、非化石電源が有する環境価値を電気とは分離して取引することを可能とし、JEPX等を通じて電気を購入した場合であっても、別途、小売電気事業者が非化石証書を購入することにより、その対価が非化石電源に確実に流れることを可能にした。



※ FIT証書の取引の場合、対価は費用負担調整機関に支払われFIT賦課金の軽減に用いられることとなる。

非化石証書制度の変更点

- 2018年5月、「非化石価値取引市場」が創設され、FIT電源に由来する非化石証書(FIT非 化石証書)の取引を開始。
- 2020年度より、大型水力等も含め全ての非化石電源が対象となり、本年11月以降、非FIT 電源に由来する非化石証書(非FIT非化石証書)が非化石価値取引市場で取引される予定。
- また、これにあわせて、2種類の非化石証書が取引されることとなる。(再エネ指定あり・なし)

非化石証書制度の変更点(2020年度)

- ①FIT以外の非化石電源からも非化石証書が発行されるようになる。
- ② 2 種類の非化石証書が取引が開始される。

(これにより、今後は、各小売電気事業者の非化石電源の導入量は、非化石証書の調達量によって判断されることとなる。)

これにあわせて小売電気事業者における環境価値 (販売する電気が「再エネ」「CO2ゼロエミ」であること等) の開示のあり方を再整理することが必要

(参考) 証書の有する価値

- 非化石価値取引市場で取引される非化石証書の主たる価値は、
 - ①非化石価値(高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値)であり、加えて、
 - ②ゼロエミ価値(温対法上のCO2排出係数が0kg-CO2/kWhである価値)
 - ③環境表示価値(小売電気事業者が需要家に対して付加価値(調達する電気が再工ネ電気 であることを含む。)を表示・主張することができる価値)を有すると整理されている。

平成28年11月 資源エネルギー庁 第3回市場整備WG資料に基づき作成

環境価値	価値の内容		
①非化石価値	高度化法上の非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上できる価値。		
	非化石価値を有する電気の取引を行う際に付随する環境価値		
②ゼロエミ価値	小売電気事業者が調整後排出係数算定時に、調達した非化石証書の電気量に「全国平均係数」を乗じることで算出したCO2排出量を実二酸化炭素排出量から減算することができる価値。		
③環境表示価値	小売電気事業者が需要家に対して、その付加価値を表示・主張する権利。 (再エネ電気であることの価値を含む。)		

(参考) 非化石証書の種類

● 非化石証書には、**再エネ指定と指定なしの2種類**があり、**需要家に再エネ由来の証書を使用し**ていることの付加価値を訴求できるか否かという点で差異が設けられている。

(FIT非化石証書は再工ネ指定の証書となるのに対し、今回検討する非FIT非化石証書は2種類に分かれることとなる。)

平成28年11月 資源エネルギー庁 第3回市場整備WG資料に基づき作成

メニュー指定 保有する価値		再エネ指定(FIT含む)	指定無し	
①非化石価値		有	有	
②ゼロエミ価値		0kg-CO2/kWh	0kg-CO2/kWh	
③環境表示価値	電源構成表示	影響しない	影響しない	
		①CO2排出係数 0 と表示可	①CO2排出係数 0 と表示可	
	電源構成外表示	②再エネ由来の証書を購入 していることを訴求可能。	② なし	
		差異が発生	生する	

(参考) 小売営業GLの概要

- 小売営業GLは、小売全面自由化に伴い、「電気の需要家の保護の充実を図り、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにするとともに、電気事業の健全な発達に資すること」を目的として制定され、需要家保護の観点から、以下のような項目について小売電気事業者が遵守すべき事項や望ましい行為等を定めている。
- 電源構成や環境価値等の表示のルールは、「電源構成等の適切な開示の方法」の節において 示されている。

【小売営業ガイドラインの主な内容】

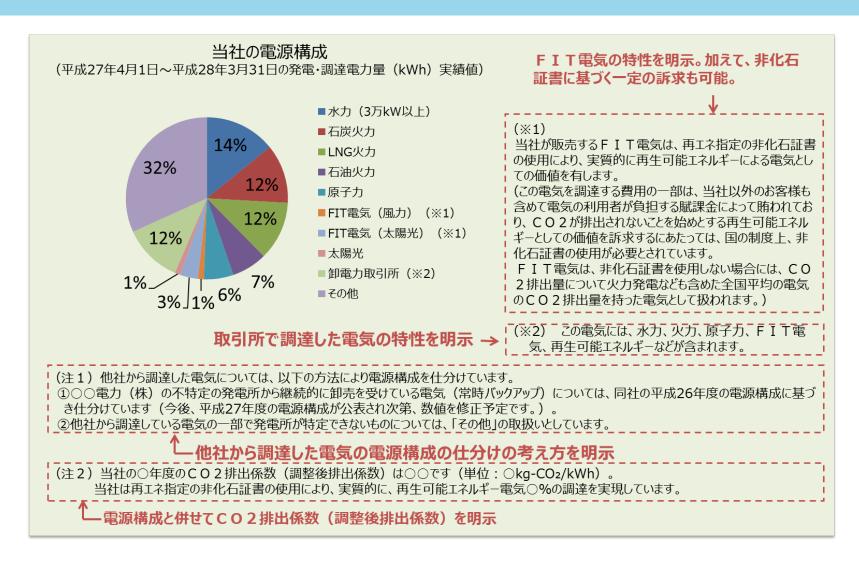
- 1. 需要家への適切な情報提供
- (1) 一般的な情報提供
- (2) 契約に先だって行う説明や書面交付
- (3) 電源構成等の適切な開示の方法
- 2. 営業・契約形態の適正化
- (1) 電事法上問題となる営業・契約形態
- (2) 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理
- (3) 高圧一括受電や需要家代理モデル
- (4) 小売電気事業者による業務委託
- 3. 契約内容の適正化
- (1) 不明確な電気料金の算出方法
- (2) 小売供給契約の解除
- (3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当に 安い価格での小売供給

- 4. 苦情・問合せへの対応の適正化
 - (1) 苦情・問合せへの対応
 - (2) 停電に関する問合せ対応
- 5. 契約の解除手続の適正化
- (1) 需要家からの契約解除時の手続
- (2) 小売電気事業者からの契約解除時の手続
- (3) 一般送配電事業者による託送供給契約 の解除時の手続

【参考:供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

(参考) 現行の小売営業GL中での電源構成表示の具体例

● 現行の小売営業GLにおいて、電源構成表示は小売電気事業者の望ましい行為として位置付けられており、同GLで示された電源構成表示の具体例は下記のとおり。



【目次】

- 1. 現状(非化石証書制度の概要及び現行の小売営業GL)
- 2. 制度検討作業部会での整理、及びそれを踏まえた小売営業GLの整理の方向性について

今回の小売営業GL改定に当たっての視点

- 今回の非化石証書制度の変更により、次のように大きな変化が生じる。
 - ① **複数の種類の非化石証書**が流通 再工ネ指定証書のみが流通 ⇒ **再エネ指定と指定なしという2種類の証書が流通**
 - ② 非化石価値の全量証書化

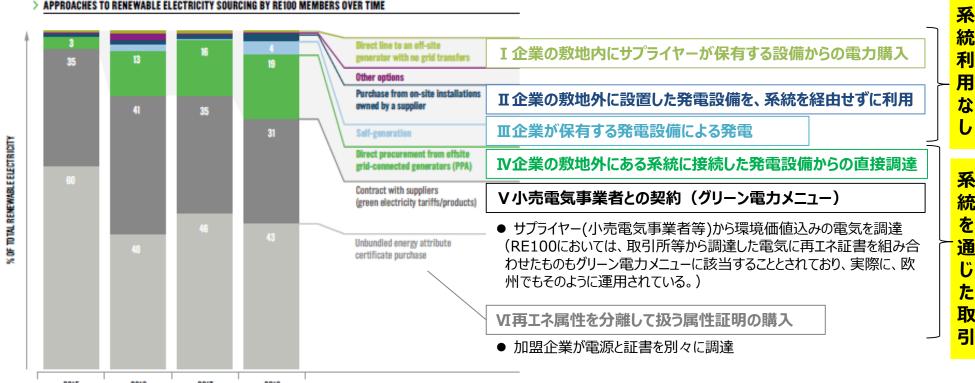
従来は、再工ネ電源(例.水力電源)の電気をPPAで調達することで併せて環境価値も入手できていたが、今後は別途非化石証書の調達・使用が必要となる。これに伴い、再工本電源の電気を調達しながら非化石証書を使用しない場合の表示・訴求をどうするかといった、新たな問題が発生(いわば、「抜け殻」の再工本電気の問題)。

- このように、様々な電源種の電気に対して、異なる種類の証書を使用する(又は証書を使用しない)という形でバリエーションが多数生ずるため、小売電気事業者が電力メニュー等で、消費者・需要家に対して表示・訴求する際(「再エネ100%メニュー」等)、分かりやすく、誤認を招かないよう、どのように全体を整理するかが課題となる。
- また、RE100の動きなど、国際的な動きとの整合性についても留意が必要となる。

(参考)RE100とは

- RE100は、グローバル企業の気候変動対策に関するコミットメント(行動約束)の国際的イニシ アティブの一つ。企業活動で消費する電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを掲げた企業 が加盟する。世界254社(うち、日本企業38社)が加盟(2020年8月31日現在)。
- RE100に対応する主な調達方法は以下 I ~ VI。世界のRE100加盟企業における調達方法別 の再生可能電力調達状況の推移は以下の通り。

RE100加盟企業による再生可能電力の調達状況推移



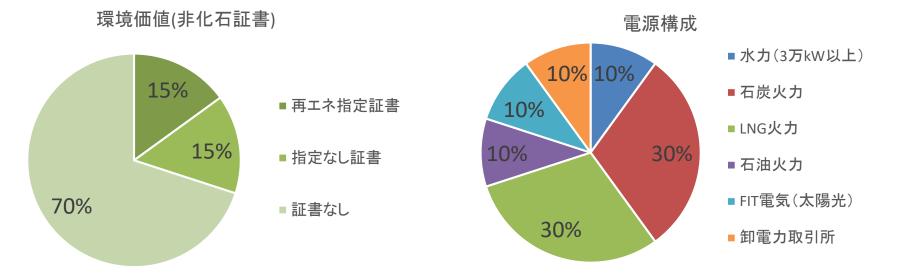
(資料)環境省HP(企業の脱炭素経営への取組状況), RE100 "Annual Report" (2019年12月)

(参照) RE100 技術要件(Criteria) (2018年1月), 再エネ市場概況レポート日本(2020年3月)

非化石証書の情報開示の位置付け

- 前述のとおり、今回の非化石証書制度の改正により、今後は、小売電気事業者の非化石電源の導入量は、非化石証書の調達量によって判断されることとなる。
- 現行の小売営業GLでは消費者・需要家の選択に資するという観点から、電源構成の開示が望ましい行為と位置付けられているが、今後は、非化石証書の使用状況についても、その情報を開示することが望ましいとすべきではないか。

情報開示の例(イメージ)



「再エネ電気」等の表示・訴求のあり方

- 今後、需要家における再工ネに対する関心の高まりなどを背景に、小売電気事業者が再工ネ由来の電気であること等を訴求するケースが増加すると考えられる。
- 新たな非化石証書制度により、小売電気事業者は非化石証書(再エネ)を購入することにより、実質的に再エネ電気を調達していることとされるが、証書と電気の調達方法の組み合わせは多数のバリエーションがあり得ることから、再エネであること等の訴求においては、消費者・需要家に誤認を招かないようにすることが求められる。
- 例えば、以下のようなケースにおいて、どのような表示・訴求が望ましいか、また問題となるか、整理 することが必要。
- この点、資源エネルギー庁の制度検討作業部会(2020年1月)では、再エネ及びCO2ゼロエミの訴求内容について、次頁・次々頁のとおり整理された。

非化石証書と電源調達の組み合わせの例

- ① 再エネ指定証書 + 水力(非FIT)の電源
- ② 再工ネ指定証書 + FIT電気
- ③ 再工ネ指定証書+化石電源
- ④ 再工ネ指定証書+JEPX調達
- ⑤ 指定なし証書+化石電源
- ⑥ 指定なし証書+JEPX調達
- ⑦ 水力(非FIT)の電源 (非化石証書なし)

(参考)制度検討作業部会の議論

(非化石証書を活用した際の「再エネ」の訴求についての整理)

- 小売電気事業者が調達する電気の再エネとしての価値を訴求する場合、電源と使用する非化石証書の種類の組み合わせによって、以下のような整理が考えられるのではないか。
- 特に、水力などの非FIT再エネ電源の電気に再エネ指定の非化石証書を組み合わせた場合は、電源構成 (特定電源価値)と非化石証書の種類(再エネ指定非化石証書)が一致しており、需要家への誤認を 与える懸念がないことから、従前とおりの訴求内容(例えば、水力・再エネ)を行うことを認めてはどうか。

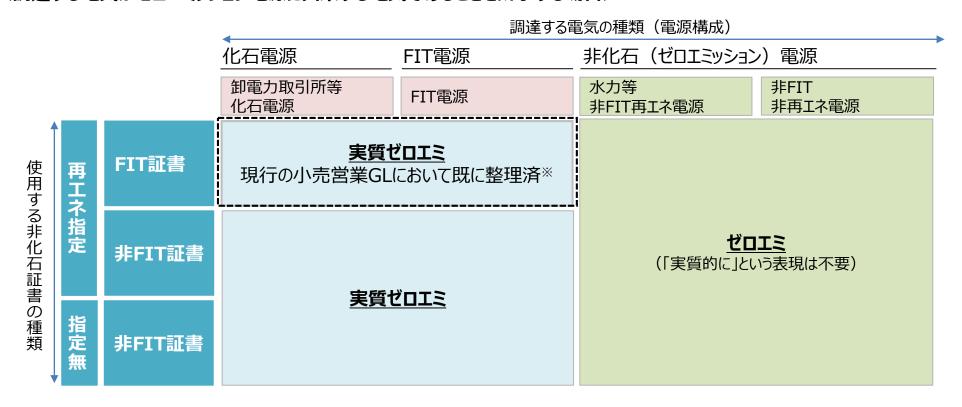
<調達する電気が再エネ電気であることを訴求する場合> 調達する電気の種類(電源構成) 化石電源 FIT電源 雷源 非化石(ゼロエミッション) **卸電力取引所等** 水力等 非FIT FIT電源 化石電源 非FIT再工 本電源 非再工ネ電源 実質再エネ 使用する非化石証書の種類 FIT証書 実質再エネ 再エネ指定 現行の小売営業GLにおいて既に整理済※ 再エネ (「実質的に」という表 現は不要) 非FIT証書 実質再エネ 実質再エネ 実質再エネ 指定無 非FIT証書 訴求不可

[※]本資料P.15「(参考)FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて」参照。

(参考)制度検討作業部会の議論 (非化石証書を活用した際の「ゼロエミッション」訴求についての整理)

● 小売電気事業者が調達する電気のゼロエミッション価値を訴求する場合、電源と使用する非化石証書の種類 の組み合わせによって、以下のような整理が考えられるのではないか。

く調達する電気がゼロエミッション電源に由来する電気であることを訴求する場合>



[※]本資料P.15「(参考)FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて」参照。

「再エネ」メニュー等の表示内容に係る指摘

- 前記の資源エネルギー庁制度検討作業部会の「再エネ」の訴求内容の整理について、消費者・ 需要家の分かりやすさの観点から、以下のような指摘が寄せられている。
 - (I) 再エネ指定証書 + FIT電気で、「実質再エネ」と表示する点について
 - ▶ 非化石証書の使用により、FITの電源も、化石電源も等しく「実質再エネ」と表現されるのは、再エネの電源を重視したい需要家からみると、適切とはいえないのではないか。
 - ▶ FITの電源は再工ネの電源であり、「FIT電気 + 再工ネ指定証書」を「実質再エネ」とするのは消費者にとって直感的に理解しがたく、「再エネ」と表示できるものとすべきではないか。
 - (II) 再エネ指定証書 + JEPX調達・化石電源等で、「実質再エネ」と表示する点について
 - ▶ JEPX調達・化石電源等に再工ネ指定の非化石証書を使用して、販売メニュー等で「実質再工ネ」と訴求する点について、需要家・消費者に実際の調達電源が再工ネであるかのような誤認を招かない表現とすべき。
 - ▶ また、上記訴求を行いながら、電源を併せて示さない事業者や、分かりづらい箇所に電源 表示を行う事業者がいるが、誤認を招きかねず問題ではないか。

「再エネ電気」等の表示・訴求のあり方(指摘を踏まえた検討)

● 前頁のような指摘を踏まえれば、以下のような整理も考えられるのではないか。(詳細な検討は次 頁以降。)

【参考】 2020年1月の制度検討作業部会での「再エネ」表示の整理まとめ

①再工ネ指定証書 +非FIT再工ネ電源	②再工ネ指定証書 +FIT電気	③ 再エネ指定証書 +①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし
再エネ	実質再エネ	実質再エネ	訴求不可

整理の変更案

①再工ネ指定証書 +非FIT再工ネ電源	②再工ネ指定証書 +FIT電気	③再エネ指定証書 +①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし
再エネ	再エネ (+FIT電気の説明)※1	実質再エネ※2 (+調達電源の説明)※3	訴求不可

- ※1 FIT電気については、現行小売GL上求められている3要件(「FIT電気」であること、FIT電気の割合、FIT制度の各説明)を引き続き求めることで、非FIT再エネ電源との区別が一定程度可能と考えられるのではないか。
- ※2 非化石証書の制度趣旨を踏まえつつ、他により分かりやすい表現があるか。
- ※3 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再工ネ指定証書を使用している旨の説明を行うことを求めること等が考えられるのではないか。

論点I(再エネ指定証書 + FIT電源から調達)の詳細検討

1. 過去の整理の経緯

- FIT電気に再工ネ指定証書を組み合わせた場合については、現行のGLにおいて、「実質再エネ」という限度での表示が認められている。1月の資源エネルギー庁の制度検討作業部会においても、これを踏まえて「実質再エネ」との整理となっている。
- FIT電気の「再エネ」の表示については、2014~15年(平成26~27年)の資源エネルギー庁制度設計WGで審議が行われ、需要家の負担するFIT賦課金を原資とした交付金による補填を受けたFIT電気については、その環境価値は賦課金の負担に応じて全ての需要家に帰属すると考えられることから、小売電気事業者が再エネであるとの付加価値を訴求することは不適切と整理された(20頁参考。第14回制度設計WG資料)。
- その後、非化石価値取引市場の設立(先行してのFIT非化石証書の取引開始)に当たり、 2016年(平成28年)の資源エネルギー庁市場整備WGにおいて、FIT電気については、制度設計WGの整理を踏まえて、小売電気事業者が証書を購入した場合でも需要家のFIT賦課金の 負担がある点に留意すべき点が指摘された。
- この指摘を踏まえて、**FIT電気及び化石電源等の他の電源を含め、非化石証書を使用した場合に関して「実質的に再エネ」**との、現行の小売営業GLの定めが設けられた。
- ⇒ このような経緯がある一方、需要家・消費者の分かりやすさや誤認を防ぐ観点からの指摘をも踏ま えて、どのように整理するべきか。

論点I(再エネ指定証書+FIT電源から調達)の詳細検討

2. 検討の視点

- <u>FITの電源自体は再工ネ電源</u>であるにもかかわらず、それに再工ネ指定の非化石証書を使用した場合に、「再工ネ」ではなく、化石電源等と同じ「実質再エネ」との表示・訴求となることは、需要家・消費者の直感的な理解を得がたく、分かりにくいとの指摘がある。
- 一方で、FIT電気については、前頁のとおり、これまで、需要家の負担するFIT賦課金を原資とした補填が行われていることに基づき考え方が整理されており、この観点からは、補填のない独立した投資による非FIT再工本電源との間に区別を行うといった考慮も必要と考えられる。ただし、この点については、現行小売GL上求められている3要件の説明※1を引き続き求めることで、非FIT再工本電源との区別が一定程度可能とも考えられるのではないか。
 - ※1 (ア)「FIT電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、(イ)当該小売電気事業者の電源構成全体又は電源を特定しないメニューに占める割合を説明すること、及び(ウ)FIT制度の説明をすること
- 以上を踏まえれば、FIT電気に再工ネ指定の非化石証書を使用した場合※2には、FIT電気であることの明示やFIT制度の説明等を行うことを前提に、「再エネ」との表示・訴求を認めることも考えられるか。
 - ※2 FIT電気からの調達であることを主張するためには、FIT電気の発電事業者とのPPA等(送配電買取のFIT電気の場合は、再生可能エネルギー電気特定卸供給)により、FIT電気と特定して調達がされていることを前提とすると考えられる。

(参考) FIT電気の「再エネ」付加価値の訴求に関する過去の整理

平成27年7月 資源エネルギー庁 第14回制度設計WG資料より抜粋

費用補填を受けたFIT電気について、 再エネであることを付加価値として訴求し販売すること①【前提】

第13回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料

○<u>交付金による費用補填を受けたFIT電気</u>について、需要家に対して<u>再エネであることを付加価値として訴求し、販売することが不適切</u>であることについては、以下のとおり、第9回制度設計ワーキンググループにおいて、結論を得たところ。

<検討>

第9回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料より抜粋

FIT制度を利用した場合、小売電気事業者は、通常調達に必要となる費用を超えた費用については、全ての需要家が負担する賦課金を財源とした交付金という形で費用の補填を受けることができる。そのため、交付金という形で費用の補填を受けて小売電気事業者が買い取り、販売する電気の電気価値を超えた付加価値については、その小売電気事業者から調達した特定の需要家に帰属するのではなく、負担に応じて全ての需要家に帰属すると考えることが適切ではないか。

そうだとすると、この場合において「再生可能エネルギーにより発電された電気」であることを付加価値とした 説明をし、販売することを認めるべきではないのではないか。

論点II(再エネ指定証書+JEPX・化石電源等から調達した電気)の詳細検討

1. 検討の視点

- 前記のとおり、JEPX調達・化石電源等に再工ネ指定の非化石証書を使用して、販売メニュー等で「実質再工ネ」と訴求しながら、電源を併せて示さない事業者や、分かりづらい箇所に表示を行う事業者がおり、消費者の誤認を招きかねず問題であるとの指摘がなされている。
- この点、12頁で述べたように、基本的には、非化石証書の使用割合と電源構成の表示を併せて 行うことが、消費者・需要家に分かりやすく情報を伝える観点から望ましいと考えられるのではない か。
- 特に、小売電気事業者が、**再エネ以外の電源の電気に再エネ指定の非化石証書を使用し、** 「実質再エネ」との表示・訴求を伴う電気の販売等を行う場合に、電源を分かりやすく表示しない ことは消費者・需要家の知りたい情報が十分に提供されているとは言えないため、このような場合に は当該表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行うと共に、 これに再エネ指定の非化石証書を使用している旨の説明を明記する等の対応を求めることとして はどうか。

論点II(再エネ指定証書+JEPX・化石電源等から調達した電気)の詳細検討

- 1. 検討の視点 (続き)
- JEPX調達・化石電源等に再工ネ指定の非化石証書を使用して、販売メニュー等で「実質再工 ネ」と訴求することについて、需要家・消費者に実際の調達電源が再工ネであるかのような誤認を 招かない表現とすべきとの指摘がある。
- 再工ネ指定証書は、再工ネ由来の電源に付加価値を見出す需要家等からの追加的な収入を再工ネ発電事業者が得られるようにするための制度。この制度趣旨を踏まえれば、再工ネ指定証書を購入・使用した小売電気事業者には、その再工ネ価値について何らかの表示・訴求が認められる必要があると考えられる。
- また、RE100においても、取引所等から調達した電気に再エネ証書を組み合わせたものも「グリーン電力メニュー」として、再エネ100%電気と認められている。
- 上記の非化石証書制度の趣旨等を踏まえつつ、JEPX・化石電源等の電気に再エネ指定証書を使用した場合につき、需要家・消費者に誤認を招かない表現はどのようなものが考えられるか。
 - ▶ 具体的には、制度検討作業部会で整理された「実質再工ネ(実質的に再工ネ)」との表現についてどう考えるか。
 (前頁のとおり、近接する分かりやすい箇所に電源構成や主な電源を併せて表示し、これに再工ネ指定証書を使用している旨の説明を前提とした場合に、どう考えるか。)
 - ▶ 上記の他に、非化石証書制度の趣旨と整合し、消費者により分かりやすい表現はあるか。

再工ネ発電 事業者 小売電気 事業者 ※ 再エネ由来であることの付加価値 対価 (例. 電気は市場調達) (こより、指定なし証書よりも高価

22

今後の進め方

- 今回の審議を踏まえ、「再エネ」の訴求についての整理を進めてはどうか。
- また、非化石電源・再工ネ電源の電気に非化石証書を使用しない場合に、環境価値を有さないことについて、消費者・需要家に誤認を招かないよう、どのような表示を求めるか(いわば、「抜け殻」の論点)といった残る論点についても、次回以降整理し、小売営業GLの改定案について検討を進めることとしてはどうか。